

平成30年度 新潟市交通安全対策会議 会議録		
開催日時	平成30年7月25日(水) 午後2時00分～午後3時50分	
場 所	新潟市役所 本館3階 対策室	
出席者	1～6号委員 (代理出席) 7号委員 幹事所属 事務局	別紙「新潟市交通安全対策会議出席者名簿」のとおり
内 容	<p>1 開会</p> <p>2 市長あいさつ(市民生活部長代読)</p> <p>3 会議内容</p> <p><input type="checkbox"/> 市民生活課 安心・安全推進室 室長 佐藤 功 会議の出欠状況ですが、資料2の出席者名簿をご覧ください。 会長・委員・特別委員21名のうち、2名の欠席で、19名の皆様からご出席いただいております。</p> <p>本会議は「新潟市附属機関等に関する指針」により公開となっており、会議録作成の関係から会議内容を録音させていただきますことをご了承願います。</p> <p>それでは会議に移ります。 本来であれば、会長である新潟市長が議長を務めるところですが、本日は他の用務により欠席のため、慣例により市民生活部長が議長の代理を務めさせていただきます。</p> <p><input type="checkbox"/> 市民生活部 部長 野島 晶子 議長代理を務めさせていただきます市民生活部長の野島と申します。</p> <p>今回の会議におきましては、議決事項はございません。 本日は、「資料4 平成29年度新潟市交通安全実施実績」及び「資料5 平成30年度新潟市交通安全実施計画」における関係所属の事業内容の報告と併せまして、交通安全にかかる各種活動について、皆様がお気づきになられた点がございましたら意見交換を行い、情報共有を図ることが目的です。</p> <p>それでは、次第に従いまして「3 報告・意見交換」に進みます。 まず、報告・意見交換の進め方についてご説明いたします。 本日は次第にありますとおり、 「資料4 平成29年度新潟市交通安全実施実績について」 は事前に送付しておりましたので、時間の関係から書面での報告とさせていただきます</p>	

と思います。

次に、本年度の実施計画の報告としまして、こちらも事前に送付しておりましたが、「資料5 平成30年度新潟市交通安全実施計画について」一部の関係機関の皆様には、事前にご説明をお願いしていましたので、順にご説明をいただき、その後、質疑応答及び意見交換に入ります。

また、交通安全活動をされている7号委員の皆様からは、日ごろの活動状況等を含め、交通安全に関するお考えをお聞かせ頂きながら、意見交換を進めて参りたいと考えております。

お手元の
「資料5 平成30年度新潟市交通安全実施計画」
をご覧ください。

この資料は、関係所属より事前に提出いただきました事業計画を、事務局でこのような形に取りまとめたものでございます。

それでは、それぞれ所管されている事業の概要をご説明いただきたいと思います。

初めに、「総論」について、新潟市市民生活課課長よりお願いします。

□ **市民生活課 課長 日根 裕子**

それでは、資料5「平成30年度新潟市交通安全実施計画」の総論について、主なものをご説明します。

1頁1番目の表「新潟市の交通事故発生状況」についてです。

平成29年中の新潟市内における交通事故は、前年に比べ発生件数、死者数、負傷者数はともに減少する結果となり、「第10次新潟市交通安全計画で定めた年間死者数を13人以下に抑える」という目標を達成いたしました。

今年も目標達成に向けて、関係機関及びボランティアの皆様と連携を図り、交通死亡事故根絶のための対策を進めていきます。

次に、2番目の表「高齢者事故発生状況」をご覧ください。

高齢者が関与する事故の件数は、減少傾向にありますが、全交通事故に占める「高齢者事故」の割合と「高齢加害事故」の割合は、平成29年高齢者事故は37.3パーセント、高齢加害事故は21.9パーセントと減少することではなく、昨年と比べ横ばいで推移しています。

また、記載はありませんが、交通事故により亡くなられた方のうち、高齢者が占める割合は、過半数を超える状況で推移しており、昨年は13人中、約54%にあたる7人が高齢者でした。この傾向は今後も続くことが懸念されます。

次に、最下段の表「自転車事故発生状況」をご覧ください。

交通事故全体が減少傾向にあるのと同様に、自転車事故も全体としては減少傾向にあります。

しかし、平成27年には発生件数、負傷者数が前年を上回り、さらには毎年1人から3人の方が亡くなるなど、予断を許さない状況が続いています。

環境志向の高まりや健康増進の観点から自転車が見直され、利用者が増加が図られておりますが、これに比例して、自転車走行における交通ルールの遵守、マナー向上を求めのご意見も多数寄せられています。

本市としましては、自転車走行空間の整備と併せ、交通安全活動に尽力されている民間ボランティア団体の皆様方と連携を図りながら、今後とも広報啓発活動を推進していきたいと考えております。

続いて、2頁の「2 重点施策」について説明いたします。

始めに(1)「高齢者の交通事故防止」についてです。

先程も申し上げましたが、高齢者が関与する交通事故件数は減少しておりますが、高齢者以外の事故件数の減少に比較して、減り方が少ないため、結果としては、全交通事故に占める高齢者事故の割合は、増加傾向にあります。

本市も高齢化社会に直面し、引き続き、交通安全施設の整備と併せ、高齢者に的を絞った広報啓発を行うなど、ハード、ソフトの両面からあらゆる対策を充実させていただきます。

次に(2)「歩行者及び自転車の安全確保」についてです。

記載はありませんが、昨年は、交通事故死者数に対する歩行者及び自転車の割合が約77%と半数以上を占め、状態別では、亡くなられた13人のうち、歩行者が9人、自転車が1人という結果でした。

歩行中に亡くなられた9人のうち7人が高齢者であり、歩行者の安全確保と、(1)の高齢者の交通事故防止が密接に関係していることが分かります。

このため、道路交通環境の整備と併せ、家庭や職場、地域が一体となった啓発活動を推進し、交通安全意識の高揚を図っていきます。

続きまして(3)「シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」についてです。

JAFと警察庁の共同調査によると、新潟県の平成29年のシートベルト着用率は、運転者が98.6%で全国25位、6歳未満のチャイルドシート使用率は52.3%で全国42位と、いずれも全国平均を下回っています。

依然として着用に対する意識が低調なため、交通事故発生時の被害防止、軽減効果を広く周知し、正しい着用の徹底を図っていきます。

最後に(4)「飲酒運転の根絶」です。

飲酒運転は、重大事故を引き起こす要因となる悪質な犯罪です。

報道等でも大きく取り上げられておりますが、残念ながら飲酒運転は根絶に至っておりません。

本市においても例外ではなく、平成29年は26件の飲酒事故が発生しました。

飲酒運転の危険性、責任の重大性については、継続して周知を図り、家庭や職場、地域、飲食業界が一体となって、飲酒運転根絶に向けて努力を続けていきます。

総論について説明は以上です。

□ **市民生活部 部長 野島 晶子**

続きまして、具体的な施策について、3頁以降の「重点施策」及び「分野別の施策」について各機関から主な施策について、ご説明いただきたいと思います。

恐れ入りますが、「資料2の出席者名簿の計画説明欄」に「まる」がついている10機関の皆様から、名簿順に説明をお願いいたします。

ご説明される箇所のお示しして、ご説明をお願いします。

なお、ご質問等につきましては、関係機関からのご説明が全て終了した後に、別途お時間をお取りします。

それでは、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所様からお願いいたします。

□ **国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所 管理第二課長 長澤 輝**

資料の9頁をご覧ください。

直轄国道の7号、8号、49号、116号の新潟市内部分を管理、または改築、道路整備を行っています。

交通安全事業として歩行者、自転車及び走行車両の安全で快適な交通環境を確保するため、歩道整備、交差点改良、標識等の整備を計画的に実施しています。

この表は、一種と二種と分かれています。一種事業とは交差点改良用地買収をしなくても拡幅ができるような比較的大規模なものです。

一方、二種事業というのは、防護柵、標識、区画線などの小規模なものと言うように、予算的な区分で、一種と二種と分けられております。

一種事業の事故対策ということで交差点改良等4か所について説明いたします。

1カ所目は、国道8号の大通り西交差点改良事業がございまして、これは、大野大橋から南区に渡った先の連続する交差点の改良、追突事故が多く発生しておりますので2車線の設置を考えており、地元の方とワークショップを開いて、現在調査設計中というところでございます。

2カ所目は、国道8号大野地区事故対策事業です。旧黒埼地区の信濃川大橋と国道8号がつながるところで、大変渋滞する場所です。ここは交通が錯綜するため2車線延伸、注意喚起の標識を設置する事業です。今年度工事が入り、来年度工事完了の予定です。

続いて、国道49号姥ヶ山事故対策として、姥ヶ山インターの改良工事中で、鋭意施行をしているところです。

最後は、国道 116 号曾和交差点事故対策です。
新潟西バイパスの 4 車線から 2 車線にかわる交差点部分で、車線数が変わるため、急ブレーキ、車線変更で追突事故等が起こる区間ですので対策を今年度行う予定です。

以上 4 か所の対策を予定しています。

次に、二種事業は、防護柵については更新、新設 37 メートル、道路標識は 40 基予定をしており、今年度の白根バイパスの全線開通予定に伴う標識の更新、表示変更の基数となっています。

区画線は塗り直して、99 キロメートルを予定しています。

以上でございます。

□ **市民生活部 部長 野島 晶子**

続きまして、新潟県県民生活環境部様お願いいたします。

□ **新潟県県民生活・環境部 県民生活課 交通安全対策室 室長 剣物 正明**

資料の 3 頁をご覧ください。

県民生活課では、本年度、「高齢運転者対策」として

- ・高齢運転者をモニターとした高齢者安全運転講習の実施
- ・高齢者の運転特性を紹介する講演会の実施

を計画しております。

まず、「高齢運転者をモニターとした高齢者安全運転講習」ですが、これは、県内各教習所で実施している高齢ドライバーへの教習等に役立てていただくため、新潟市内をはじめ、県内 4 箇所の指定自動車教習所において、モニターである高齢運転者に対してドライブレコーダーなどを使用した教習を行い、そこで得られた結果を各市町村や自動車教習所等に還元するという事業であります。

次に、「高齢者の運転特性を紹介する講演会」ですが、高齢ドライバー及びそのご家族に対し、安全運転サポートカーの活用や運転免許の自主返納など、高齢ドライバーご自身の能力に応じた対応を考えるための「きっかけ作り」に役立てていただくため、有識者による講演などを行うというもので、新潟市及び長岡市で実施を予定しています。

次に 20 頁、21 頁をご覧ください。

県では今後、「幼児交通安全教育指導者研修会」、「交通安全指導員研修会」、「高齢者交通安全講習会」を市町村や県警察等と連携しながら実施する予定であります。

なお、21 頁の「ウ」の「交通安全指導員研修会」ですが、資料には会場が県庁予定となっておりますが、諸般の事情により、長岡市内で開催することで調整中であります。

次に、25 頁をご覧ください。

交通遺児支援・激励事業であります。

県民生活課は、公益財団法人新潟県交通遺児基金の事務局を担っており、交通遺児等に対する激励事業等を行っております。

事業内容ですが、交通遺児等に対する見舞い一時金の給付をはじめ、入学・卒業時のお祝い金や図書カードの贈呈等といった奨学手当等の給付、芸術鑑賞や旅行などの広報・感謝状贈呈事業等、交通遺児等の健やかな成長に寄与するための各種事業を行

っております。

対象遺児等の数は平成5年の543人をピークに年々減少しておりますが、それでも本年4月1日現在で、84世帯118人も対象遺児等があります。

基金の活動は、県民の皆様の寄付で成り立っておりますので、機会がありましたら、ぜひ、ご支援をお願いします。

最後に、26頁をご覧ください。

交通事故相談であります。

県では、県庁1階に「新潟県交通事故相談所」を設置しております。

当相談所は、相談員3人体制で、相談日時は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとなっております。

相談件数ですが、平成26年度以降、毎年1000件を越えており、本年度も第1四半期終了時点の6月末で、250件もの相談が寄せられているところであります。

相談の内容ですが、昨年ですと「保険会社との交渉」が最多で34.2パーセントとなっているのをはじめ、「示談の仕方」、「どんな支払い請求ができるか」など多岐にわたっております。

県では、「新潟県交通事故相談所」が、県民の身近な相談窓口として広く利用していただけるよう努めてまいりますので、皆様方も機会がありましたら周知していただければ幸いです。

県県民生活・環境部からは以上でございます。

□ **市民生活部 部長 野島 晶子**

続きまして、新潟県警察本部交通部様お願いいたします。

□ **新潟県警察本部交通部 交通企画課 課長補佐 小林 照秀**

警察といたしましては、交通事故防止のため、「交通指導取締り」、「交通規制」、「交通安全教育」の3本柱を中心とした取組を進めておりますが、この度の計画には、

- ・ 交通規制の観点から「交通環境の整備」
- ・ 交通安全教育の観点から「交通安全意識の普及啓発」

と大きく分けて2点について掲載させていただいております。

1点目の「交通環境の整備」については、6頁以降、

- ・ 自転車の安全対策
- ・ 信号機の適切な整備と維持管理
- ・ バス等公共交通機関の円滑な走行環境の確保
- ・ 住民等の意見を反映させた施設整備や交通規制の実施

について、挙げさせてもらっておりますが、いずれも市民の方々が「利用しやすい」「安全に利用できる」ことを目指して進めていきたいと考えております。

次に2点目の「交通安全意識の普及啓発」についてであります。15頁以降に記載のとおり、幼児や児童・生徒、成人から高齢者まで、あらゆる世代に対する交通安全教育を実施してまいります。

実施に当たっては、対象者それぞれの年齢や生活環境、地域における交通事故の発生状況等に応じて、実車やシミュレータを活用するなど、分かりやすく、理解を深める方法を工夫しながら、真に効果の上がるよう取組を進めてまいります。

現在、「夏の交通事故防止運動」期間中でもありますが、今後、秋に向けて日没が

早まるなど、時期刻々と交通環境も変わってまいります。

1件でも多くの事故を減らすため、皆様方と協力体制を更に強化し、地域の事故防止を図っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

□ **市民生活部 部長 野島 晶子**

続きまして市民生活部市民生活課の所管事業について申し上げます。

□ **市民生活課 課長 日根 裕子**

始めに、3頁をご覧ください。

一番上、高齢者の交通事故防止のうち、(2)「高齢運転者対策の推進」です。

4頁に進みますが、加齢とともに運転に不安を覚えてきた高齢者に運転免許証を返納するきっかけとしていただけるよう、平成22年1月から「高齢者運転免許証返納サポート事業」を実施しています。

主な支援として、運転免許証の自主返納をされた65歳以上の方に、シニア半わりバスICカード乗車券またはタクシー券1万円分、または、それぞれ5,000円分の給付を行い昨年度は、2,709人の方が利用されました。

このほか、免許証返納時に「運転経歴証明書」を取得いただければ、この証明書の提示によって、区バスの半額乗車やタクシー事業者からの支援により、タクシーの1割引乗車の支援が受けられます。

このうち交通券の給付については、運転免許証自主返納制度周知の目的がほぼ達成されたこと、平成29年3月改正の道路交通法の施行により、高齢運転者の認知症対策が強化されたことなどから、本年6月末を持って受付を終了しました。

7月以降は「高齢者安全運転サポート事業」として、高齢者が長く安全に運転できるように、安全運転サポート車の体験乗車や運転技術の自己点検ができる講習会などを実施して、高齢ドライバーの交通事故防止を図ります。

次に、6頁をご覧ください。第2章歩行者及び自転車の安全確保のうち、「3 教育・啓発の推進」についてご説明します。

(1) 効果的な交通安全教育の推進については、交通安全の啓発事業を行っている各区役所交通安全主管課と市民生活課が中心となり、各年齢層に応じた「参加・体験・実践型の交通安全教育」の充実に努めます。また、児童・生徒などの自転車利用者への絞った直接指導を継続して実施する他、自転車安全利用五則、駐輪ルールなどの啓発チラシを各小・中学校へ配布しています。

(2) 交通安全運動を通じた意識啓発として、各季の交通安全運動等の実施にあたっ

ては、街頭における広報啓発活動を推進していきます。

次に、7頁の「第3章シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」をご覧ください。

総論でも申し上げましたとおり、新潟県内のシートベルト着用率、チャイルドシート使用率はいずれも全国平均を下回っています。

市報やホームページ等による広報をはじめ、交通安全教室や街頭における広報等あらゆる機会を捉えた広報に努め、着用の徹底を図ります。

チャイルドシートについては、安産教室での指導や乳幼児をお持ちの保護者が多く集まる子ども創造センターなどの施設を活用して、啓発チラシを配布するなど、さらに充実した対策を進めていきます。

次に、8頁の「第4章 飲酒運転の根絶」をご覧ください。

本市においても、毎年のように飲酒運転に起因する交通事故が発生しており、飲酒運転の根絶に至らない状況です。

各季の交通安全運動や12月に実施する飲食店訪問等を通じて、飲酒運転は、ドライバーだけではなく、車両やお酒を提供した者、同乗者にも責任があることを注意喚起し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境づくりを呼びかけます。

次に、15頁の「第2章 交通安全思想の普及啓発」をご覧ください。

これについては年齢層別に21頁まで記載しており、実施にあたっては、参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図り、「交通事故に遭わない、起こさない」という意識を、市民一人ひとりに普及させるよう努めます。

16頁中ほどより下の「交通安全帽の交付」については、新潟県、日本赤十字社新潟県支部と共同して、小学校の新入学児童全員に交通安全の黄色い帽子を交付する事業です。

黄色い帽子を通して、児童には人命の尊さを、ドライバーには慎重な運転を意識していただくことで、交通事故防止を図るものです。

次に22頁の「3 地域社会における交通安全意識の高揚」をご覧ください。

始めに(1)「地域、家庭、学校等における交通安全教育の推進」ですが、交通安全活動の推進を目的とする記載の4団体に対して、活動支援の一環として補助金を交付するほか、各季交通安全運動の実施要綱や交通事故の統計資料等を定期的に送付し、主体的な活動を促進していきます。

続いて(2)「効果的な広報の実施」についてです。

交通事故の発生を防止するためには、市民一人ひとりに啓発効果を波及させ、交通

安全意識の高揚を図ることが重要です。

各種広報媒体を活用した全市的な広報と併せ、地域FMや防災行政無線といった地域特有の広報媒体を活用した広報も展開します。

また、街頭における広報の実施にあたっては、地域住民や中高生といった交通安全ボランティアから積極的にご参加いただけるよう努めていきます。

引き続き、行政機関が中心となり、各種交通安全活動を推進していきます。

また、県民運動の一環として、昭和53年から毎月10日を「交通安全家庭の日」と定めていますが、家族同士のちょっとした声掛けの積み重ねが交通事故防止に繋がるものとして、今後とも「交通安全家庭の日」の周知に努め、各家庭における交通安全意識の醸成に努めたいと考えています。

次に、23頁の「4 交通安全に関する普及啓発活動の推進」をご覧ください。

始めに(1)「交通安全運動等の推進」です。

記載の各運動や月間を捉え、関係機関、団体と連携のうえ、街頭指導等の啓発活動を推進するほか、各種媒体を活用した集中的な広報を実施します。

続いて、(2)「交通安全功労者に対する感謝状贈呈式の開催」です。

更なる交通安全運動の促進を図るため、地道な交通安全活動を続けてこられたボランティアの皆様や学校、事業所などの団体に対し、その実績をたたえ、苦勞をねぎらいます。

今年度は、10月17日(水)の開催を予定しています。

最後になりますが、25頁の「第5章交通事故被害者対策の推進」をご覧ください。

始めに「1 交通事故被害者対策の充実・強化」です。

市民生活課では、新潟市交通対策協議会の事務局を運営しておりますが、新潟市交通対策協議会では、「交通遺児激励事業」を継続して実施しています。

交通事故被害者の家族同士の親睦を深めることを目的に、毎年実施している「ふれ愛のつどい」という研修旅行は、今年度も、11月に関東方面へ1泊2日の日程で計画しております。

さらに、新潟県やにいがた被害者支援センター、自動車事故対策機構が実施する支援事業、被害者相互救済制度である交通災害共済の周知に努め、これら事業の利用または加入促進を図りたいと考えています。

以上で、市民生活課が所管する交通安全対策事業の説明を終わります。

□ 市民生活部 部長 野島 晶子

続きまして、都市交通政策課所管事業についてお願いいたします。

□ 都市政策部都市交通政策課 課長 西山 富也

資料の13頁をご覧ください。

「交通需要マネジメント（TDM）による交通事故防止対策の推進」です。

記載の（1）から（3）までの3つの事業の概要について、順次ご説明します。

（1）の交通システム高度化事業についてです。

まず、地域交通改善事業として、郊外の鉄道駅やバス停に設けられた駐車場に車を止め、そこから都心部まで、鉄道やバスを利用して目的地に移動する「パークアンドライド」という取り組みを行っています。

次に、公共交通利用促進事業として、市内にお住まいの65歳以上の方を対象に、「りゅーとカード」を使用してバスに乗車した方の運賃を半額にする「シニア半わり」という取り組みを行っています。

次に、バス利便性向上事業として、利用者の多い路線のバス停について上屋整備などを行っています。

ほかには、新たな「にいがた交通戦略プラン」のとりまとめとして、移動しやすい都市内の交通環境の実現に向けたアクションプランである「にいがた交通戦略プラン」について、昨年度より見直しに着手しており、今年度末を目処に新たな「プラン」を取りまとめたいと考えています。

次に（2）の生活交通確保維持・強化事業についてです。

まず、路線バス補助です。

これは、主に郊外部を結ぶ路線の運行経費への補助を行っています。

次に、区バス運行事業です。

区バスとは、政令市移行に合わせ、区役所への足の確保という観点から区が主体となって運行しているもので、7つの区で計13路線あります。

次に、住民バス運行事業です。

住民バスとは、地域のきめ細かいニーズに対応するため、地域住民が主体となって運営しているもので、市が一定の支援を行いながら、11の地区、計15路線で運行しています。

ほかには、住民バスの社会実験や生活交通のバリアフリー化に取り組んでいるところ です。

（3）の公共交通利便性向上については、県警さんと連携しながら取り組みを行っています。

以上です。

□ **市民生活部 部長 野島 晶子**

続きまして新潟市土木総務課所管事業についてお願いいたします。

□ **土木部土木総務課 副主査 坂庭 宏樹**

資料5頁をご覧ください。

1 歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整備です。

歩行空間の整備・改良ということで、特に、通学路における整備を推進していきます。

平成26年度に各区で策定した、「通学路交通安全プログラム」に基づき、学校関係者や警察などの関係機関と連携をとりながら、通学児童の安全確保に努めていきます。

今年度は、合同点検で対策が必要と判断された箇所を対象に、グリーンベルトなどの交通安全対策を19箇所実施する予定です。

続きまして、2 事故防止対策の推進です。

こちらは、自転車利用環境の整備を推進するものです。

平成21年度に策定した「新潟市自転車利用環境計画」に基づき、歩行者、自転車、自動車の適切な分離を図るため、自転車走行空間の整備を推進します。

自転車走行空間整備は、主に、自転車の車道左側通行を啓発するため、車道に青い矢羽根型の路面標示や自転車のマークを設置するものです。

今年度は、28キロメートルの整備を予定しています。

続きまして、資料12頁をご覧ください。

2 総合的な駐車対策の推進です。

こちらは、自転車の駐車対策を推進ということで、平成21年度に策定した「新潟市自転車利用環境計画」に基づき、放置自転車対策を推進していきます。

具体的には、駐輪の多い、JR駅前の駐輪場及び周辺道路に放置された自転車の整理や撤去を、表に記載された内容で実施し、駐輪場利用の円滑化を図ります。

以上でございます。

□ **市民生活部 部長 野島 晶子**

続きまして新潟市道路計画課所管事業についてお願いいたします。

□ **土木部道路計画課 主査 片岡 弘志**

お手元の資料9頁をご覧ください。

「(1) 歩道整備・交差点改良・交通安全施設等の整備」のうち下段部分の新潟市が管理をしています補助国道・県道・市道についてご説明いたします。

歩車道分離と通学路の整備を重点に歩道の新設、舗装、防護柵等の施設整備を計画的に実施するものです。

また、交通安全事業は歩道整備などの大規模な整備は一種、既存道路に道路照明などを設置する小規模な整備は二種事業として分類しています。

はじめに補助国道・県道でございます。

	<p>主な施設整備をご説明いたします。</p> <p>一種事業のうち、歩道として、江南区横越地内、新潟中央環状線・横越バイパスの歩道整備 1,083 メートルを含めた合計 1,878 メートルの整備を行います。</p> <p>二種事業としては、秋葉区程島地内の国道 403 号に道路照明を 1 基など全市で 2 基を設置いたします。</p> <p>10 頁をご覧ください。</p> <p>次に市道でございます。</p> <p>一種事業のうち、歩道として、西区小針地内、小針線の歩道整備 340 メートルを含めた 3,360 メートルの整備を行います。</p> <p>二種事業としては、中央区米山から八千代地内の新潟鳥屋野線に道路照明を 13 基など全市で 41 基を設置いたします。</p> <p>次に 27 頁をご覧ください。</p> <p>「4 踏切道の安全についての施策」のうち「踏切道の立体交差及び構造改良の促進」についてです。</p> <p>踏切事故は、一度発生すると重大な結果を引き起こすことから、道路管理者や鉄道事業者等の関係機関との連絡を密にし、効率的かつ総合的な対策を講じる必要があります。</p> <p>新潟駅付近の鉄道高架化工事について、平成 30 年 4 月 15 日に高架駅第 1 期開業を迎えたことにより、越後線が高架化され、米山踏切と天神尾踏切の 2 か所を廃止するものです。</p> <p>以上でございます。</p> <p><input type="checkbox"/> 市民生活部 部長 野島 晶子 続きまして、新潟市公園水辺課所管事業についてお願いいたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 土木部公園水辺課 課長補佐 佐々木 幸一 資料の 14 頁をご覧ください。</p> <p>4 その他の道路交通環境の整備の (3) 子どもの遊び場等の確保 ということで、30 年度末までに供用開始を予定している公園は、すでに一部供用を開始している西区の「きらら西公園」や、東区の「白新線公園」を含め、18 か所、約 5.5 ヘクタールを予定しております。</p> <p>今後も引き続き遊び場の確保、やすらぎの場としての公園整備を進めてまいります。</p> <p>以上でございます。</p>
--	--

□ **市民生活部 部長 野島 晶子**
続きまして、新潟市教育委員会学校支援課所管事業についてお願いいたします。

□ **新潟市教育委員会 学校支援課生徒指導班 副参事 植野 浩之**
16 頁をご覧ください。

民間企業からの提供を受けて、交通事故傷害保険が付いた「黄色いワッペン」を、小学校に入学する新一年生全員に配付しています。平成 31 年 3 月に、市内の新入生の代表 4 名から、教育委員会の方へ来ていただき、そこで贈呈式を行う予定になっております。

教育委員会の事業は、以上でございます。

□ **市民生活部 部長 野島 晶子**
最後になりましたが、新潟市消防局所管事業についてお願いいたします。

□ **新潟市消防局 警防課 装備係主任 寺崎 裕介**
お手元の資料は、24 頁をご覧ください。
消防局からは、第 4 章救助・救急活動の充実、救助・救急環境の整備拡充について、ご説明をさせていただきます。

応急手当の知識普及・啓発活動が主な内容となっています。
消防局では、例年応急手当で知識の普及、及び啓発活動に取り組んでいます。
本年度においても、市民の安全確保を図るため、継続して事業所及び関係機関の協力を得ながら、応急手当講習会を開催し、応急手当の普及・啓発に努めています。

参考までに、昨年は応急手当講習会を 620 回開催し、16,669 名が受講をされました。

また、火災・救急救助の災害、事故に対して、24 時間体制で対応していますが、昨年の救急出動は 38,223 件、うち交通事故による出動は約 2,500 件で全体の約 6.5%を占めました。

救助出動の件数は 197 件で、そのうち交通事故は 115 件で全体の 58.3%を占めています。

消防局からは、以上でございます。

□ **市民生活部 部長 野島 晶子**
皆様大変ありがとうございました。
ただいま各機関から資料 5「平成 30 年度新潟市交通安全実施計画」の主な施策についてご説明いただきましたが、先にお配りしてありました資料 4 の「平成 29 年度 新潟市交通安全実施実績」の内容を含め、全体を通してご質問やご意見等がありましたら、お願いいたします。

□ **新潟北交通安全協会 佐野 洋子 委員**
ゾーン 30 について、伺いたいと思います。
29 年度資料の中でゾーン 30 の新規実施箇所は 2 箇所となっておりますが、30 年度の実施箇所は何箇所でしょうか。

□ **新潟県警察本部交通部 交通規制課 土屋 比呂人**

ゾーン30の整備状況について、平成29年度の2箇所は、北区につくし野、西区の五十嵐中島5丁目となります。県内全域では77箇所、新潟市内は35箇所となっています。

平成30年度の整備予定箇所については、今現在では、まだ確定しておりません。交通規制全般は、県警だけではなく、公安委員会が意思決定をします。これに基づいて警察から工事を発注して、標識を立てたり、標示をしたりします。警察がこの場所に標識を立てたいなと思っても公安委員会で通らないと実施できません。よって、計画を立てても事前に確実な約束ができないために今はお伝えすることができません。

また、ゾーン30は、最高速度30キロの規制です。道路1本ではなく、面で規制をかけます。幹線道路、線路、河川等で限られた狭い地区の全域の道路に対して、その地区の出入り口に30キロ規制の開始と終了の標識を立てます。その地区のどこの道路を走っても30キロ規制になります。正直なところ速度規制だけでは、速度を守らないドライバーさんが多いです。ゾーン30の規制とともに道路管理者に物理的に速度を落とすデバイス、たとえば道路を狭める狭さく、道路に段差をつけるハンプ等の設置を併せて行うように依頼をします。

今後も必要な箇所に交通規制の整備を行う予定ではありますが、今現在は明確な予定をお伝えできません。

□ **市民生活部 部長 野島 晶子**

たとえば、地域の皆様が日ごろの活動の中で、ぜひこの地区をゾーン30にしたいだけないかということを警察に訴えていく手立てはあるのでしょうか。

□ **新潟県警察本部交通部 交通規制課 土屋 比呂人**

交通規制全般に関して、各警察署に交通管理係がおりますので要望をお話いただければ検討をして、公安委員会に上申していくという流れになっていきます。

私が警察署の交通管理係として勤務していたころに、地域住民の方が来署されて「私の自宅前に速度規制をかけてくれないか」という要望をもって来られました。交通規制をかけるとその道路を通る皆さんに対して影響が及びます。たとえば、通行禁止の規制をかけると通行ができないとか、交通規制をかける以上、必ずドライバーに対してなんらかの影響が及びます。個人の方の要望が受けられないわけではありませんが、できれば地域の方の総意として要望書を出していただけると要望が通りやすいので、町内会単位で話し合いを開いていただいて、町内会長さんから要望書を作成して警察署に提出していただけると理想的です。

なかには、市役所や区役所に交通規制に関する要望をお持ちいただくこともありますが、どのような趣旨の要望なのかをお聞きしたいので、直接警察署に要望を出していただけると助かります。

□ **交通安全母の会連合会 金子 和子 委員**

16頁に記載の交通安全帽の交付や黄色いワッペン の贈呈式についてのことですが、まず、ランドセルカバーに透かしを入れて作成してもらいたと思います。

せっかく気に入った色のランドセルを購入しているのに、黄色一色でカバーが透けていないせいで使用している子どもが少ないようです。

また、平成31年3月の贈呈式の計画を見ると、市内の4小学校に入学する新1年生の代表児童4名に黄色いワッペンを贈呈するとありますが、市内の全小学校に与えてほしいと思います。

	<p>□ 新潟市教育委員会 学校支援課生徒指導班 副参事 植野 浩之 贈呈式に参加してもらって新1年生は代表4名をお願いをしているところで、ワッペン自体は、市内全ての新1年生に配布しています。</p> <p>□ 市民生活部 部長 野島 晶子 ランドセルカバーの配布は行ってないのでしょうか。</p> <p>□ 市民生活課 課長 日根 裕子 全児童であるかは不明ですが、JAさんが黄色いランドセルカバーを寄贈してくださっています。透明部分がかった方がいいといった意見があったということは、関係部署には伝えます。</p> <p>□ 秋葉区交通安全協会 相馬 千鶴子 委員 歩道を歩いていると、後ろから自転車乗りの子どもが追い越していくことがあるのですが、歩行者がいたら降りるとか、ベルを鳴らすとか気遣いをしてほしいと思います。</p> <p>□ 新潟県警察本部交通部 交通企画課 課長補佐 小林 照秀 道路交通法では、歩道は歩行者優先で、自転車歩道通行可の標識がついていたり、70歳以上の高齢者、小学生のお子さんは歩道を走ることができます。しかし、歩行者が優先ですので、歩行者をどかすためにベルを鳴らすことはいけません。自転車は歩道を走る際は、車道側を走る、徐行をする、自転車を降りて押して通るというルールがありますから、警察と学校等が連携して指導をしていきたいと思っています。</p> <p>□ 市民生活部 部長 野島 晶子 県や市での自転車講習の現状はどうなっていますか。</p> <p>□ 新潟県警察本部交通部 交通企画課 課長補佐 小林 照秀 県内では、警察、市、交通指導員、安協、ボランティアで学校によっては、自転車の整備点検や実技講習、小学校6年間のうちに1回しか実施しない学校、毎年実施する学校などで温度差があります。</p> <p>□ 市民生活課 安心・安全推進室 室長 佐藤 功 新潟市におきましては、各小学校で各区の交通安全担当が自転車の乗り方等の教室を実施している状況です。</p> <p>□ 市民生活部 部長 野島 晶子 歩道はあくまで歩行者が優先で、自転車で通っていい人もいますが、あくまでも歩行者の安全を考慮しながら、安全運転をしなければいけないということを子どものうちから身に着けるように、若者や大人も含め指導を徹底して講習を続けていきたいと思えます。</p> <p>□ 新潟県交通安全協会 折笠 正寛 委員 先ほどのランドセルカバーの件で補足させていただきますと、ランドセルカバーはJAと県の交通安全協会が協議をして来年度の入学児童の数を把握したうえで、各小学校に贈呈している状況です。</p> <p>自転車教室については、各小学校3年生を対象としているようで、当協会でも自転</p>
--	--

車の乗り方教室を開催しているのですが、まだ1回しかやっていません。また、天候によるのでグラウンドよりも体育館で主にやっています。

警察、行政が指導内容を網羅していますが、各家庭でも子どもに自転車の乗り方を教えるような取組はできないのでしょうか。学校が夏休みになってから、子どもの乗り方のルール違反が目立ちます。

以前、小学2年生の子どもに注意をしたとき、自転車は買ってもらったが、家族から指導を受けていないで自己流で乗っているとのことでした。小路から飛び出したり道路を広がって走っています。そんな子ども達を対象に教室を1回しかやらないので、指導を徹底できるかどうかは疑問を感じます。まずは、家庭において、指導をするべきではないでしょうか。中には、子どもにヘルメットをかぶせて親がついて教えている家庭もあるようですが、大半は自己流で乗っています。家庭での指導をしたうえで教室を開くべきではないでしょうか。

□ **市民生活部 部長 野島 晶子**

どうやったら、学校と家庭が連携して子どもたちに正しい交通ルールを身に付けてもらえるのかをそれぞれの立場で考えていければいいなと思います。

教える立場であるはずの親が、左側通行くらいはわかっている、正しい通行の知識がわからないまま大人になった人も多いのではないかと思いますので、子どもだけでなく、親にも正しい知識を持ってもらうことを考えていかなければならないと思います。

□ **新潟中央交通安全協会 木戸 憲市 委員**

7月22日付けの産経新聞に載っていましたが、アクセルとブレーキを踏み間違えて事故を起こした記事について、自分では考えられないのですが、そんな事故は普通あるのでしょうか。

□ **新潟県警察本部交通部 交通企画課 課長補佐 小林 照秀**

県内の高齢者事故の特徴として、自損事故が多いです。要因としては、アクセル、ハンドル操作のミスは確かに多いです。とっさの状況の時に間違えることが多く、反応が遅いです。正確性、筋力の低下だと考えられます。慌てたときに間違えることが多いようです。

サポカー先進自動車、踏み間違い防止装置が普及してきています。駐車時、輪留めにタイヤを止めると、アクセルを踏み込んでも動かない装置です。これは、全国的にも増えてきています。

いつ自分がそうなるかもわからない、現実にも起こりうるから気を付けないといけない、と気に掛けておかないと慌ててしまいます。

建物に飛び込んでしまうケースもあるので、そういった点も指導をしていきたいと思っています。

□ **市民生活部 部長 野島 晶子**

この計画の重点施策として、高齢者の加害事故防止を挙げ、安全教育の充実を県警察、県、市で行っていききたいと思います。

□ **江南地区交通安全協会 小戸田 由枝 委員**

黄色いワッペンに関する保険に関して、その概要についてお聞きしたいと思います。

□ **新潟市教育委員会 学校支援課生徒指導班 副参事 植野 浩之**

交通事故傷害保険の対象となっており、入学した年の4月1日から年度の終わりの3月31日までの1年間が保険期間として補償されています。

	<p><input type="checkbox"/> 江南地区交通安全協会 小戸田 由枝 委員 ワッペンを付けていなくても1年生は全て対象になるのでしょうか。</p> <p><input type="checkbox"/> 新潟市教育委員会 学校支援課生徒指導班 副参事 植野 浩之 登下校時に交通事故にあった際に補償されます。</p> <p><input type="checkbox"/> 江南地区交通安全協会 小戸田 由枝 委員 申請先はどこになりますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 新潟市教育委員会 学校支援課生徒指導班 副参事 植野 浩之 保険会社がスポンサーですので、ワッペンに問い合わせ先が記載されています。</p> <p><input type="checkbox"/> 江南地区交通安全協会 小戸田 由枝 委員 申請は学校を通じてですか、それとも直接申請ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 新潟市教育委員会 学校支援課生徒指導班 副参事 植野 浩之 登下校中であれば、日本スポーツ振興センターに毎年家庭から掛け金をかけてもらって登下校中の保険が下りようになっていますし、それとは別に小学校1年生には、ワッペンを提供している企業の保険の対象になります。直接請求です。</p> <p><input type="checkbox"/> にいがた被害者支援センター 理事・支援局長 中曾根 えり子 当センターは、新潟市からの委託事業として平成 21 年から交通事故被害者遺族の自助グループを開催しており、25、26 頁に記載はありませんが、連携していると記載してもらいたいと思います。</p> <p><input type="checkbox"/> 市民生活課 課長 日根 裕子 被害者支援の相談窓口が市民生活課にありながら、あまり利用されていないのが現状で、庁舎内の連携を含めて、機能整備をしようと言っているところですので、来年度から資料に記載したいと思っています。引き続きよろしく願いいたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 新潟西交通安全協会 田村 成男 委員 信号灯火の右折矢印の設置をしてもらいたいという要望があります。小針坂の山の手から降りた国道8号とぶつかる丁字路交差点で、山田方面と新潟方面に向かう朝の右折待ちの渋滞が多いです。こういった要望をどこに出せばいいのでしょうか。</p> <p><input type="checkbox"/> 新潟県警察本部交通部 交通規制課 土屋 比呂人 信号機に関しても、交通規制になるので警察への要望になります。 交通規制に関する事は、警察署の交通管理係に話すと、交通量の調査等を行い、必要性の高いものから順に公安委員会に上申する手続きになっていきます。 ただ、今回の右折の矢印信号に関する要望は、県下でも数が物凄く多いです。限られた予算の中から、必要性の高いものから順次行っていくので、要望が必ずしも通るとは限らないし、時間がかかることは、承知してもらいたいと思います。ただ、要望をしないと警察も把握できないので、相談してもらいたいと思います。町内会や交通安全協会の理事から要望を挙げてもらえると、受けやすいです。</p> <p><input type="checkbox"/> 新潟西交通安全協会 田村 成男 委員 町内会から要望書を出してもらいたいと言われますが、普段信号待ちをしている方は、地元町内会の方でない通過者が多いので、町内会の人から要望を挙げるというわけには、いかないのではないのでしょうか。</p>
--	--

- **新潟県警察本部交通部 交通規制課 土屋 比呂人**
 要望書については、必ず町内会でなければいけないというわけではありません。個人からの要望も受け付けています。可能な限り、総意として聴取した方が、行動しやすいということです。
- **西蒲地区交通安全協会 石川 和子 委員**
 高齢者加害事故は全国的にもニュースになっています。新潟市でも増えていると思いますが、65歳以上はなるべく免許証を返納しなければいけないのでしょうか。
 高齢者安全運転サポート事業で指導をしてもらえるのは、とてもうれしいことだと思います。西蒲地区だと、車がないと生活が困難であり、無理をしないように少しでも長く車に乗りたいのでとてもいい事業だと思います。
- **新潟県県民生活・環境部 県民生活課 交通安全対策室 室長 剣物 正明**
 先ほどの私の高齢者安全運転サポート事業の説明の補足ですが、高齢運転者の運転特性を紹介する講演会を10月に新潟市、長岡市で開催予定です。
 内容は、高齢者の運転特性を研究する東京の有識者による基調講演、地域の方や高齢者に、安全運転サポート車の利点や注意点、性能を鵜呑みにすると大変なことになるという内容等が入ったパネルディスカッションを計画しています。
 もうしばらくしますと、県の方からも広報させていただきますので、ぜひ参加していただきたいと思います。これは本人だけでなく、家族みんなで一緒に考えていただき、免許証をなくすだけでなく、上手に付き合っていける方法があるので、それぞれに応じた方法を一緒に考えましょうという内容になります。
- **市民生活課 課長 日根 裕子**
 新潟市も9月24日午前10時から新潟文化自動車学校で県警との共催で、運転シミュレーターを用いた運転技術の自己点検、サポカーの体験乗車、高齢運転者向けの安全啓発DVD上映、認知機能テストの模擬体験などを予定しています。ぜひ、ご参加ください。
- **市民生活部 部長 野島 晶子**
 高齢者の事故防止につきましては、市、県、県警で新たな事業も含めて一生懸命取り組んでおります。いたずらに不安がることもなく、いたずらに自信を持つこともなく、高齢者の運動能力、運転技術を誰もが段々落ちていくということを正しい知識として持ち、自分の運転の技量を確認する機会が今後増えていくものと思われまます。一生懸命周知を図っていきますので、皆様方からもご協力をいただけたらと考えております。
- それでは、今日頂きました皆様方からの貴重なご意見を、交通安全事業を推進する際の参考とさせていただきます。
 ありがとうございました。
 以上で、報告、意見交換を終了いたします。
 他になければ、以上で交通安全対策会議を終了いたします。
 本日はスムーズな進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。
- 昨日現在までの速報を配らせていただいておりますが、市内の交通事故件数は、平成29年度までずっと12年連続で減少しております。
 しかし、今年に入りまして、死者数が増加しております。昨年の同時期は死者2名だったものが、今年はずでに14名ということで、これ以上死者数が増えないように交通安全対策をしっかりととっていきたくと考えております。

	<p>それでは、進行を事務局にお返しします。</p> <p>□ 市民生活課 安心・安全推進室 室長 佐藤 功 大変有意義な会議をありがとうございました。 以上をもちまして、「平成30年度新潟市交通安全対策会議」を閉会いたします。</p> <p>4 閉会</p>
<p>報 道</p>	<p>日本工業経済新聞社</p>
<p>傍 聴 者</p>	<p>なし</p>